



2016年の日本における保障措置活動の実施結果について

核物質管理センター 企画室

平成29年7月5日、平成29年度第21回原子力規制委員会が開催され、原子力規制庁長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課保障措置室から「我が国における2016年の保障措置活動の実施結果及び国際原子力機関（IAEA）による「2016年版保障措置声明」の公表について」が報告されました。

本稿では、「我が国における2016年の保障措置活動の実施結果」¹について紹介します。また、「IAEAによる2016年版保障措置声明」については別稿にて詳しく紹介します。

1. 保障措置室からの報告

日本が加盟する核不拡散条約に基づき締結しているIAEAとの保障措置協定及び同協定の追加議定書に従いIAEAによる保障措置の適用を受けていること並びに13の国及び2つの国際機関との間で締結している二国間原子力協力協定等に基づく核物質の管理等を行う義務について説明がなされた。

また、原子炉等規制法に基づき、原子力規制委員会がこれらの協定等に規定される国際約束を実施するため保障措置検査等の実施を含む国際規制物資の使用に関する規制を行っていることも説明された。

2016年に日本で行われた保障措置活動の概況についての説明は次のとおりである²。

➤ 計量管理に関する報告のとりまとめ・申告及び保障措置検査等の実施

・原子炉等規制法に基づき、2,099 (2,073) 事業所等³から4,660 (4,639) 件の計量管理に関

する報告の提出があり、IAEAに対する申告を行った。IAEAは我が国からの申告を基に国の立ち会いの下に査察等を実施し、我が国

¹ <https://www.nsr.go.jp/data/000195268.pdf>

² 本章では当センターが（ ）内に2015年の件数を示した。

³ 2015年と比較して26施設増加しているが、これは、非原子力利用の国際規制物資使用者の増加によるものであると、保障措置室から補足説明があった（平成29年度原子力規制委員会第21回会議議事録より）。

目次

●2016年の日本における保障措置活動の実施結果について	1
●国際原子力機関(IAEA)による2016年版保障措置表明(1)	4
●NMCCのページ	9
●カナダの保障措置	10
●News Memo	15
●動静	16

動 静*

29.9.11～15 IAEA理事会(オーストリア、ウィーン)
29.9.18～22 第61回IAEA総会(オーストリア、ウィーン)
29.9.19～20 IAEA科学フォーラム(オーストリア、ウィーン)
29.9.25 IAEA理事会(オーストリア、ウィーン)

29.11.13～17 核物質防護に関する国際会議(オーストリア、ウィーン)
29.11.20～24 IAEA理事会(オーストリア、ウィーン)
30.11.5～9 国際保障措置シンポジウム(オーストリア、ウィーン)

*ここに掲載している会合等は必ずしも全てが公開参加型とは限らないことをお断りします。また、2ヶ月先までのスケジュールについて網かけ表示しています。

NMCCのページ(続き)

講義資料は、昨年度から全体的な構成の見直しを行い、特に、許可情報及び計量管理規定についての解説内容を強化しました。

講義の内容としては、関連する条約・協定および国内法等の国際規制物資に係る全体像から始め、手続きの流れに沿って各資料の項目ごとに詳細な説明を行いました(許可情報に変更が生じた場合:『国際規制物資使用変更届』、計量管理規定に変更が生じた場合:『計量管理規定の変更認可申請書』、半期に1度の収支報告:『核燃料物質管理報告書』等)。また、原子力規制庁保障措置室より、平成29年7月に施行される予定の原子炉等規制法等の改正ポイントについてご講演いただきました^注。

質疑の時間およびアンケートでは、講義内容、時間配分等の様々なご意見やご要望を頂戴しました。比較的経験の浅い初心者の方々からは説明内容について「テキストが充実していた」、「理解しやすかった」等ご好評をいただきました。一方、当センターが実施する指定業務の範囲外の内容ではありますが、使用予定のない国際規制物資(廃液等含む)を保管されているの方々からは、払出し先が見つからないために使用許可を廃止することが出来ない、という状況のご紹介もありました。

いただいた貴重な意見を活かせるよう次年度以降もより良い講習会を目指し努めて参ります。使用者の皆様におかれましては、今後とも適切な核物質管理にご協力いただきますようお願い致します。

ところで、当センターでは加工事業者等を対象とした計量管理講習会を毎年実施しており、本年は11月に予定しております。詳細が決まり次第、改めてご案内をさせていただきますのでご希望の方はご参加ください。



会場風景(大阪科学技術センター)

(情報管理部)

注: News Memoを参照されたい。



編集後記

奈良時代の713年(和銅6年)に元明天皇(在位707年～715年)の詔により各国の『風土記』の編纂が始まりました。写本ながら今日まで伝わっているのは、常陸国、播磨国、肥前国、豊後国及び出雲国を合わせた5冊のみです。

『常陸国風土記』に登場する場所で当センター東海センターのお膝元にあるのは権現山古墳(全長87m、高さ5.5mで村内最大の前方後円墳)と舟

塚古墳群(そのひとつである舟塚2号墳は、全長80m、高さ9mの前方後円墳。個人蔵だが、屈平がほとんどなく保存状態は良好という。)です。どちらも那賀国造一族の墓と推測されているそうです。

その他、日立市、水戸市、つくば市やその周辺の町村にも風土記録のものは少なくありません。特に鹿嶋市の鹿島神宮などは日本史でも存在感の大きい関白・藤原家の氏神であることを思うと、歴史が身近に感じられるようです。(企)